

令和8年6月15日(月)  
市民会議(第1回) 資料5

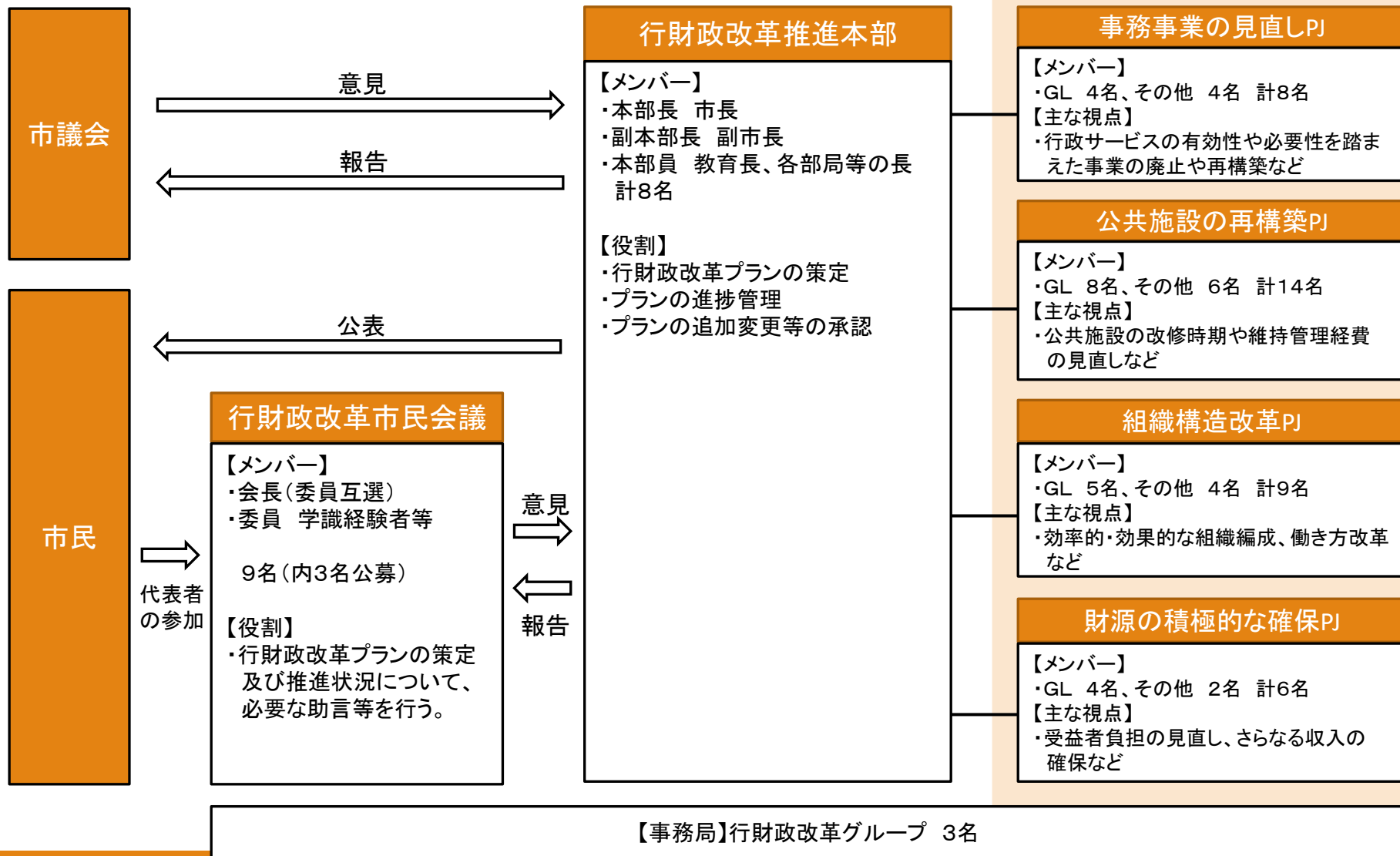
# 市民会議の運営について

---

# 1. 行財政改革推進体制について

## 職員プロジェクト

分科会ごとの調査研究、  
行財政改革プラン案の作成



## 2. 行財政改革市民会議の役割

---

- 行財政改革プラン案に対する意見交換



- ▶ 市民目線
- ▶ 有する識見・得意分野からの目線



将来にわたって守るべき事業やサービスは？  
そのためにできることは？

## 2. 行財政改革市民会議の役割

---

- 「だったらいいな」調＝ポジティブな言い方で発言しよう
- みんなが発言できるよう、時間を1人で独占しないようにしよう
- 人の意見はさまざま！他者の意見は否定せずに聞こう



### 3. 行財政改革プラン策定スケジュール(令和8年度)

| 時 期     | 内 容   | 市民会議 |
|---------|---|------|
| 6月      | ・プラン案の考え方に対する意見交換                                       | ○    |
| 6月～9月   | ・プラン案の作成<br>・職員プロジェクトによる推進プラン検討                         |      |
| 9月      | ・プラン案の提示、意見交換<br>・職員プロジェクトの取組み内容報告                      | ○    |
| 9月～11月  | ・市民会議意見を踏まえ、プラン案に修正を反映<br>・令和9年度予算の編成(～令和9年1月)          |      |
| 11月     | ・プラン案の修正案提示、意見交換  | ○    |
| 11月～12月 | ・市民会議意見を踏まえ、プラン案に修正を反映<br>・説明会及びパブリックコメントの実施            |      |
| 1月      | ・説明会及びパブリックコメントの結果報告<br>・パブリックコメントを踏まえたプラン案の修正案を提示、意見交換 | ○    |

## 4. 市民会議の公開

「高浜市行財政改革市民会議設置要綱」より

- 第7条 **市民会議の会議は、原則として公開**とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、市民会議に諮って会議を非公開とすることができる。
- 2 市民会議の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
  - 3 傍聴人は、第1項ただし書の規定により会議が非公開とされるときは、速やかに退場しなければならない。
  - 4 会長は、傍聴人が指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

- 市公式ホームページにて、市民会議の開催予定、会議資料、議事録を公開
- 広報たかはまにて、市民会議の様子を報告  
(6月号～4月号にて行財政改革に関する連載)

→ 市民の皆さんの関心とご理解につなげたい